

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について

新旧対照表（抜粋）

新（改正後）	旧（改正前）
道路運送法（以下「法」という。）及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送法に係る諸規定に照らし、東播磨地区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について以下のとおり取り扱う。 （運送主体） 第1条 運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることを要する。 ① NPO法人(法78条2号) ② 一般社団法人又は一般財団法人 ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 ④ 農業協同組合 ⑤ 消費生活協同組合 ⑥ 医療法人 ⑦ 社会福祉法人 ⑧ 商工会議所 ⑨ 商工会 ⑩ 労働者協同組合 ⑪ 営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの	道路運送法（以下「法」という。）及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送法に係る諸規定に照らし、東播磨地区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について以下のとおり取り扱う。 （運送主体） 第1条 運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることを要する。 ② NPO法人(法78条2号) ② 一般社団法人又は一般財団法人 ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 ④ 農業協同組合 ⑤ 消費生活協同組合 ⑥ 医療法人 ⑦ 社会福祉法人 ⑧ 商工会議所 ⑨ 商工会 ⑩ 労働者協同組合 ⑪ 営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

新（改正後）	旧（改正前）
（運送の対象） 第2条 運送の対象となるのは、原則として東播磨地区内に住所又は居所を有する者であって、運送主体にあらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。 ただし、東播磨地区外に住所又は居所を有する者であっても、運送の発地又は着地が東播磨地区内である場合は会員となることができる。 会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。 なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当するものがない区分については、申請することができない。ただし、協議会における協議が調った場合は、この限りではない。 ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって身体障害者手帳を所持する者。 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第1	（運送の対象） 第2条 運送の対象となるのは、原則として東播磨地区内に住所又は居所を有する者であって、運送主体にあらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。 ただし、東播磨地区外に住所又は居所を有する者であっても、運送の発地又は着地が東播磨地区内である場合は会員となることができる。 会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。 なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当するものがない区分については、申請することができない。ただし、協議会における協議が調った場合は、この限りではない。 ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって身体障害者手帳を所持する者。 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第1

新（改正後）	旧（改正前）
23号）第2条第4号に規定する知的障害者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者であって介護保険被保険者証を所持する者。 ⑤ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ⑥ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。なお、「その他の障害」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。 ⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、<u>他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者を含むものとする。</u> ⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とす	23号）第2条第4号に規定する知的障害者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者であって介護保険被保険者証を所持する者。 ⑤ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ⑥ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。 ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。なお、「その他の障害」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。 ⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、<u>付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。</u> ⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とす

新（改正後）	旧（改正前）
る。 ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、<u>運送者の判断により</u>、1回の運行で複数の旅客を運送することができる。	る。 ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって<u>協議会が必要と認めた場合には</u>、1回の運行で複数の旅客を運送することができる。
(運送の区域)	(運送の区域)
第3条 運送の区域は、市町を単位とし、運送の発地又は着地のいずれかが東播磨地区内にあり、かつ、単一市町に限定されていることを要する。 ただし、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲内において、協議会において協議の上、複数市町を運送の区域として設定することを妨げない。	第3条 運送の区域は、市町を単位とし、運送の発地又は着地のいずれかが東播磨地区内にあり、かつ、単一市町に限定されていることを要する。 ただし、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲内において、協議会において協議の上、複数市町を運送の区域として設定することを妨げない。
(運転者) 第5条 運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。 ① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者 ② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者	(運転者) 第5条 運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。 ① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者 ② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

新（改正後）	旧（改正前）
③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。 2 運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者が次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを要する。 ① 介護福祉士の登録を受けていること。 ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。 3 第一種運転免許所持者にあつては、直近の運転歴（現在の運転免許取得後の期間）が3年未満の者の運転は認めない。 4 第1項の要件を満たす運転者が、登録申請時において満70歳以上のときは、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（適齢診断）を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であることを確認すること。	③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。 2 運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者が次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを要する。 ① 介護福祉士の登録を受けていること。 ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。 3 第一種運転免許所持者にあつては、直近の運転歴（現在の運転免許取得後の期間）が3年未満の者の運転は認めない。 4 第1項の要件を満たす運転者が、登録申請時において満70歳以上のときは、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（適齢診断）を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であることを確認すること。
（損害賠償措置） 第6条 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることを要する。 また、乗降介助時等、移動していない場合における事故についても保障を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。	（損害賠償措置） 第6条 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることを要する。 また、乗降介助時等、移動していない場合における事故についても保障を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

新（改正後）	旧（改正前）
なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。 （運送の対価） 第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案し、近畿運輸局長公示に基づく当該市町におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の約8割の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定することとし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。 また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。 ①（略） ②（略） ③（略） ④ 第2条⑨のただし書に規定する複数の旅客を運送する場合には、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約8割の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定し認められることを要する。 （運行管理体制）	なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。 （運送の対価） 第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案し、近畿運輸局長公示に基づく当該市町におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の約8割の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定することとし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。 また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。 ①（略） ②（略） ③（略） ④ 第2条⑨のただし書に規定する複数の旅客を運送する場合には、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約8割の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定し認められることを要する。 （運行管理体制）

新（改正後）	旧（改正前）
第8条 運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。 また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。 なお、配置する車両の数が5両以上となる事務所（以下「特定事務所」という。）の場合、運行管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。 - イ 運行管理者資格を有する者 - ロ 運行管理者試験の受験資格を有する者 - ハ 安全運転管理者の要件を満たす者 - ニ 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が告示で定める講習（2年に1度の一般講習）を修了した者 （整備管理体制） 第9条 整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。 また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。 なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任	第8条 運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。 また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。 なお、配置する車両の数が5両以上となる事務所（以下「特定事務所」という。）の場合、運行管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。 - イ 運行管理者資格を有する者 - ロ 運行管理者試験の受験資格を有する者 - ハ 安全運転管理者の要件を満たす者 - ニ 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が告示で定める講習（2年に1度の一般講習）を修了した者 （整備管理体制） 第9条 整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。 また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。 なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任

新（改正後）	旧（改正前）
されていることが望ましい。 イ 自動車整備士資格を有する者 ロ 整備管理者選任前研修を受けた者 （事故、苦情体制） 第１０条 事故、苦情対応等事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（陸運部、警察、消防、関係市町）との必要な連絡体制が整備されていること。 ２ 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。	されていることが望ましい。 イ 自動車整備士資格を有する者 ロ 整備管理者選任前研修を受けた者 （事故、苦情体制） 第１０条 事故、苦情対応等事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（陸運部、警察、消防、関係市町）との必要な連絡体制が整備されていること。 ２ 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。